

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年10月18日(2018.10.18)

【公開番号】特開2017-124202(P2017-124202A)

【公開日】平成29年7月20日(2017.7.20)

【年通号数】公開・登録公報2017-027

【出願番号】特願2017-40318(P2017-40318)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 1 A

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月7日(2018.9.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

普通図柄に対応した普通図柄用入賞口と、

前記普通図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として当否判定を実行する普通図柄用当否判定手段と、

特別図柄に対応した特別図柄用入賞口と、

前記特別図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として当否判定を実行する特別図柄用当否判定手段と、

遊技領域の略中央部に配置されて前記普通図柄用当否判定手段による当否判定の結果に基づいて普通図柄の変動表示及び停止表示が行われる普通図柄用表示手段と、

前記普通図柄用表示手段とは別体に設けられて前記特別図柄用当否判定手段による当否判定の結果に基づいて特別図柄の変動表示及び停止表示が行われる特別図柄用表示手段と

、前記普通図柄用当否判定手段による当否判定の結果が当選であることを契機として遊技球の入賞が困難な状態から遊技球の入賞が容易な状態に移行する普通電動役物と、

大当たり遊技を実行する大当たり遊技実行手段と、

を備えた遊技機において、

前記特別図柄用表示手段に表示される特別図柄よりも前記普通図柄用表示手段に表示される普通図柄が大きく表示され、

前記特別図柄用当否判定手段による当否判定の結果が当選である場合に、前記大当たり遊技実行手段によって大当たり遊技が開始され、

前記特別図柄用当否判定手段による当否判定の結果が当選である旨を示す演出画像要素が、当該当否判定から前記大当たり遊技実行手段によって大当たり遊技が開始されるまでの間に、前記普通図柄用表示手段で表示されることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0008】**

そこで、本発明は、上述した点を鑑みてなされたものであり、遊技領域の略中央部で特別図柄よりも大きく表示される普通図柄の変動表示及び停止表示を行う表示手段において、特別図柄用当否判定手段による当否判定の結果を示唆する画像について表示するという新たな遊技性を備えた遊技機を提供することを課題とする。

【手続補正3】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0009****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0009】**

この課題を解決するためになされた請求項1に係る発明は、普通図柄に対応した普通図柄用入賞口と、前記普通図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として当否判定を実行する普通図柄用当否判定手段と、特別図柄に対応した特別図柄用入賞口と、前記特別図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として当否判定を実行する特別図柄用当否判定手段と、遊技領域の略中央部に配置されて前記普通図柄用当否判定手段による当否判定の結果に基づいて普通図柄の変動表示及び停止表示が行われる普通図柄用表示手段と、前記普通図柄用表示手段とは別体に設けられて前記特別図柄用当否判定手段による当否判定の結果に基づいて特別図柄の変動表示及び停止表示が行われる特別図柄用表示手段と、前記普通図柄用当否判定手段による当否判定の結果が当選であることを契機として遊技球の入賞が困難な状態から遊技球の入賞が容易な状態に移行する普通電動役物と、大当たり遊技を実行する大当たり遊技実行手段と、を備えた遊技機において、前記特別図柄用表示手段に表示される特別図柄よりも前記普通図柄用表示手段に表示される普通図柄が大きく表示され、前記特別図柄用当否判定手段による当否判定の結果が当選である場合に、前記大当たり遊技実行手段によって大当たり遊技が開始され、前記特別図柄用当否判定手段による当否判定の結果が当選である旨を示す演出画像要素が、当該当否判定から前記大当たり遊技実行手段によって大当たり遊技が開始されるまでの間に、前記普通図柄用表示手段で表示されることを特徴とする。

【手続補正4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0010****【補正方法】削除****【補正の内容】****【手続補正5】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0011****【補正方法】削除****【補正の内容】****【手続補正6】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0012****【補正方法】削除****【補正の内容】****【手続補正7】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0013****【補正方法】削除**

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

請求項1に係る発明の遊技機では、普通図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として当否判定が実行され、当該当否判定の結果に基づいて普通図柄の変動表示及び停止表示が行われ、当該当否判定の結果が当選であることを契機として普通電動役物が遊技球の入賞が困難な状態から遊技球の入賞が容易な状態に移行する。これに対して、特別図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として当否判定が実行され、当該当否判定の結果が当選である場合に、大当たり遊技が開始される。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

また、請求項1に係る発明の遊技機では、遊技領域の略中央部で特別図柄よりも大きく表示される普通図柄の変動表示及び停止表示を行う表示手段において、特別図柄用当否判定手段による当否判定の結果を示唆する画像について表示するという新たな遊技性を実現することが可能となる。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正15】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0021****【補正方法】削除****【補正の内容】****【手続補正16】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0022****【補正方法】削除****【補正の内容】****【手続補正17】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0193****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0193】**

役物連続作動ゲート71は、電動チューリップ70の下方に外設してもよい。このような場合には、電動チューリップ70に入賞した遊技球が電動チューリップ70の下側から放出されるようにする。もっとも、電動チューリップ70の下方に外設された役物連続作動ゲート71に対して、電動チューリップ70の下側から放出された遊技球を必ず通過させるような構成にする必要はない。尚、電動チューリップ70の下方に外設される役物連続作動ゲート71は入賞口にしてもよい。

(付記)

また、本発明に係る遊技機を具体化した実施例について上記に説明したが、遊技機は以下の構成を有することも可能であり、その場合には以下の効果を奏する。

例えば、第1の構成は以下のとおりである。

普通図柄に対応した普通図柄用入賞口と、前記普通図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として当否判定を実行する普通図柄用当否判定手段と、特別図柄に対応した特別図柄用入賞口と、前記特別図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として当否判定を実行する特別図柄用当否判定手段と、前記普通図柄用当否判定手段による当否判定の結果に基づいて普通図柄の変動表示及び停止表示が行われる普通図柄用表示手段と、前記普通図柄用当否判定手段による当否判定の結果が当選であることを契機として遊技球の入賞が困難な状態から遊技球の入賞が容易な状態に移行する普通電動役物と、大当たり遊技を実行する大当たり遊技実行手段と、を備えた遊技機において、前記普通電動役物に入賞した遊技球が入球可能な役物連続作動口を有し、前記特別図柄用当否判定手段による当否判定の結果が当選である場合に、前記役物連続作動口に遊技球が入球すると、前記大当たり遊技実行手段によって大当たり遊技が開始されることを特徴とする。

上記構成を有する遊技機によれば、普通図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として当否判定が実行され、当該当否判定の結果に基づいて普通図柄の変動表示及び停止表示が行われ、当該当否判定の結果が当選であることを契機として普通電動役物が遊技球の入賞が困難な状態から遊技球の入賞が容易な状態に移行する。これに対して、特別図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として当否判定が実行され、当該当否判定の結果が当選である場合に、役物連続作動口に遊技球が入球すると、大当たり遊技が開始される。
この点、役物連続作動口には普通電動役物に入賞した遊技球が入球可能である。従って、普通図柄用入賞口に遊技球が入賞して普通図柄の変動表示及び停止表示が行われると、普通図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として実行される当否判定の結果によっては、普通電動役物が遊技球の入賞が困難な状態から遊技球の入賞が容易な状態に移行することがあり、さらに、特別図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として実行される当否判定の結果によっては、普通電動役物に入賞した遊技球が役物連続作動口に入球すると、大当たり遊技が開始されることがある。そのため、普通図柄の変動表示及び停止表示

に連動して大当たり遊技が開始されたように遊技者に感じさせることができる。

また、第2の構成は以下のとおりである。

前記特別図柄用当否判定手段による当否判定の結果に基づいて特別図柄の変動表示及び停止表示が行われる特別図柄用表示手段を有し、前記特別図柄用表示手段に表示される特別図柄よりも前記普通図柄用表示手段に表示される普通図柄が大きいことを特徴とする。

上記構成を有する遊技機によれば、特別図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として実行される当否判定の結果に基づいて特別図柄の変動表示及び停止表示が行われるが、特別図柄よりも普通図柄が大きく表示されるので、特別図柄よりも普通図柄の変動表示及び停止表示に遊技者の関心を向けさせることができる。

また、第3の構成は以下のとおりである。

前記特別図柄用当否判定手段による当否判定の結果が当選であることを示す示唆演出が、当該当否判定から前記大当たり遊技実行手段によって大当たり遊技が開始されるまでの間に、前記普通図柄用表示手段で行われることを特徴とする。尚、当該当否判定から大当たり遊技が開始されるまでの間において、示唆演出が継続的に行われてもよいし、断続的に行われてもよいし、一時的に行われてもよい。

上記構成を有する遊技機によれば、特別図柄用入賞口に遊技球が入賞したことを契機として実行される当否判定の結果が当選であることを示す示唆演出が行われるが、当該当否判定から大当たり遊技が開始されるまで示唆演出が行われるので、普通図柄の変動表示の回数に制限されることなく示唆演出を行わせることができる。

また、第4の構成は以下のとおりである。

前記普通図柄用表示手段で示唆演出を行うか否かを決定するための抽選が実行される抽選手段を有することを特徴とする。尚、当該当否判定から大当たり遊技が開始されるまでの間において複数回の抽選が予定される場合には、各抽選で示唆演出を行うと決定される度に示唆演出が開始されてもよいし、或る抽選で示唆演出を行うと一度決定された以降は大当たり遊技が開始されるまで示唆演出が継続的に行われてもよいし、断続的に行われてもよいし、一時的に行われてもよい。

上記構成を有する遊技機によれば、示唆演出が抽選の結果に基づいて実行されるので、思い掛けずに示唆演出が開始されたように遊技者に感じさせることができる。

また、第5の構成は以下のとおりである。

前記普通図柄用表示手段に停止表示される普通図柄の組合せにより前記普通図柄用表示手段で示唆演出を行うか否かを決定すること特徴とする。尚、当該当否判定から大当たり遊技が開始されるまでの間において普通図柄の停止表示が複数回行われる場合には、各停止表示で示唆演出を行うと決定される度に示唆演出が開始されてもよいし、或る停止表示で示唆演出を行うと一度決定された以降は大当たり遊技が開始されるまで示唆演出が継続的に行われてもよいし、断続的に行われてもよいし、一時的に行われてもよい。

上記構成を有する遊技機によれば、停止表示される普通図柄の組合せにより示唆演出を行うか否かが決定されるので、殊に、普通図柄の停止表示に遊技者の関心を向けさせることができる。